

「令和元年度技術士第一次試験」(10月13日実施)への 台風19号の影響及び今後の対応について

1. 令和元年度技術士第一次試験の概要(毎年度1回実施)

(1) 試験実施機関

公益社団法人日本技術士会(技術士法に基づく指定試験機関)

(2) 実施日時 10月13日(日) 10:30~16:00

- ① 専門科目 10:30~12:30(20部門のうち1部門選択)
- ② 適性科目 13:30~14:30(技術士等の義務の遵守)
- ③ 基礎科目 15:00~16:00(科学技術全般)

(3) 実施場所 全国12都道府県(17会場)

- ① 北海道(札幌市2会場)
- ② 宮城県(仙台市1会場)
- ③ 東京都(4会場(青山学院大学、上智大学、東京大学(駒場)、法政大学))
- ④ 神奈川県(横浜市1会場(慶應義塾大学))
- ⑤ 新潟県(新潟市1会場)
- ⑥ 石川県(金沢市1会場)
- ⑦ 愛知県(名古屋市1会場)
- ⑧ 大阪府(2会場(豊中市及び東大阪市))
- ⑨ 広島県(広島市1会場)
- ⑩ 香川県(高松市1会場)
- ⑪ 福岡県(福岡市1会場)
- ⑫ 沖縄県(那覇市1会場)

(4) 受験申込者数

約2万2千人(具体の受験申込者数は、12月の合格発表時まで非公表。)

2. 台風19号の接近・上陸に伴う実施への影響と対応

(1) 一部試験地における試験中止

各交通機関の計画運休及び受験生の安全確保等の観点から、東京都及び神奈川県の試験会場での試験の実施を中止した。試験の中止は今回が初めて。

《参考》全受験申込者約2万2千人のうち、東京・神奈川試験地の申込者は約1万人。

(2) 一部試験地における開始時間の1時間繰り下げ

台風による交通機関への影響を考慮し、宮城県、新潟県及び石川県の試験会場での試験開始時間を1時間繰り下げた。

(3) 文部科学省及び日本技術士会の対応

- ・ 10 月 14 日 文部科学省非常災害対策本部へ上記 (1) (2) について報告
- ・ 10 月 15 日 日本技術士会は、ホームページ上において、文部科学省における科学技術・学術審議会技術士分科会試験部会での審議を踏まえて今後の対応についてホームページで周知する旨公表
- ・ 11 月 1 日 科学技術・学術審議会技術士分科会試験部会を午後 1 時から開催し、再試験の実施等対応について審議 (10 月 23 日に開催についてプレス発表)

3. 今後の対応

- (1) 指定試験機関の日本技術士会への受験申込みに当たって、個々の受験申込者は、「地震、台風、水害など、やむを得ない事情によって、一部地域において試験実施が不可能になった場合であっても、再試験は実施しません。」と「受験申込み案内」に定める不可抗力による免責条項に同意した上で申込みを行うこととされていることから、同会は、受験申込者に対して再試験を実施する法的義務を負うものではない。

しかしながら、今般の台風 19 号に起因して受験の機会を失った者が極めて多く、かつ、全体の受験率が 5 割を下回った (約 4 割強) ことから、日本技術士会の試験中止により受験機会を失った者への救済措置として、東京都及び神奈川県の試験会場に受験を申し込んでいた者を対象に、令和 2 年 3 月 7 日に、東京都及び神奈川県において、再試験を実施したい。

なお、令和 2 年 3 月 7 日に技術士第一次試験の再試験を実施する場合、同試験の採点作業及び官報公告手続に要する日数にかんがみれば、合格発表日は、令和 2 年度技術士第二次試験の受験申込期間終了後とならざるを得ない。このため、再試験合格者のうち令和 2 年度技術士第二次試験の受験資格を有する者に対しては、同試験の受験申込期間の特例措置を併せて講じることとしたい。

現在、同会は、両都県において試験会場を確保し、再試験の問題作成に携わる有識者等 (144 人) に協力を要請しているところ。

(2) 上記に加え、試験が有効に成立した以下の試験会場の受験申込者に対しても、救済措置を実施したい。

① 宮城県の試験会場については、試験を繰り下げ実施したものの、同会の想定以上に台風及び公共交通機関の計画運休の影響が大きかったと考えられる。同試験会場の受験率は、試験実施の目安としている5割をкаろうじて上回るにとどまった。

総合的に判断すれば、同試験会場は、本来試験を中止してもおかしくない状況にあったと言えなくはない。

このため、同試験会場で受験できなかった受験申込者についても、東京都及び神奈川県の試験会場において実施する再試験の受験を認める。

② 受験率が例年より約2割低下した新潟県の試験会場の受験申込者についても、台風及び公共交通機関の計画運休の及ぼした影響は小さくなかったと考えられることから、上記①と同様の措置を講じる。

③ 上記①、②の試験会場以外の受験申込者のうち、台風19号の影響に伴い、個々の受験申込者について、試験当日又は試験前日に各人の居所から鉄道、バス等による試験地への移動が客観的に不可能であったと同会が認めた受験申込者についても、上記①と同様の措置を講じる。

4. 令和2年度以降の対応

(1) 令和元年度技術士第一次試験の実施に当たっては、台風19号に伴う大規模な災害に加え、従来、十分に想定されていなかった公共交通機関の計画運休による影響が極めて大きかったと考えられる。

このことを踏まえ、日本技術士会には、来年度以降の技術士試験の実施に当たって、次の事項への対応を要請したい。

① 「受験申込み案内」の改訂

「受験申込み案内」について、今般の台風19号対応を踏まえて改訂する。特に自然災害等不可抗力の免責条項の内容をより丁寧に説明し、権利義務関係も明確化することで、受験申込者が不測の事態に対して予見可能性を担保して対応できる余地を拡大する。

② 試験の中止及び再試験実施の要件の明確化と公表

地震、台風等不測の事態に起因する交通機関の計画運休等に対応した

試験実施の可否の客観基準を予め明確化して公表し、①の「受験申込み案内」の記載と併せて、受験申込者の予見可能性を担保する。

- (2) 令和二年度以降、自然災害等不可抗力により試験が実施できなかった場合、再試験を実施すべきであるのか否かについては、受験者の公平性確保、作問や採点の人員、時間や試験会場の確保、現行の受験料による再試験に要する費用確保などの課題に関して、今般の再試験の実施結果の評価を踏まえて、改めて、本部会において審議の上、決定することとしたい。